

									所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。）への入所の命令又は入所させることの命令	
									6 同法第30条の規定による患者等に対する家庭の消毒等の措置の命令又はこれらの措置の実施	保健所長
									7 同法第31条第1項の規定による結核患者の使用等に係る物件で結核菌に汚染したものの所有者に対するその物件の授与の制限等の命令又はその物件の消毒、廃棄等の実施	保健所長
									8 同法第31条第4項の規定による結核患者の使用等に係る衣類等の授与等の制限等によって生じた損失補償額の決定及び請求者に対する通知	
									9 同法第32条第1項の規定による結核患者のいる場所等への立入り及び関係者への質問又は調査の実施	保健所長
									10 同法第34条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担の決定	
									11 同法第34条第1項の規定による結核患者からの医療費の負担の申請の受理	保健所長
									12 同法第35条の規定による接客業等への従業を禁止した者等の診療等に要する費用の負担の決定	
									13 同法第35条第1項の規定による接客業等への従業を禁止した者等からの医療費等の負担の申請の受理	保健所長
									14 同法第36条第1項及び第5項の規定による指定医療機関の指定及びその取消し	保健所長
									15 同法第38条第3項及び第6項の規定による指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定並びに指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託	
									16 同法第41条第1	



法律(平成10年法律第114号)に基づく知事の権限に属する事務	よる医師からの届出の受理									
	2～6 略									
	7 同法第15条第2項第1項の規定による検疫所長から通知を受けた者等に対する質問又は調査の実施									保健所長
	8 略									
	9 同法第18条第1項の規定による感染症の患者等に対する届出									保健所長
	10 略									
	11 同法第18条第5項の規定による協議会の意見聴取									保健所長
	12 同法第18条第6項の規定による協議会への報告									保健所長
	13 同法第19条第1項及び第3項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告又は入院の措置の実施									保健所長
	14 同法第19条第5項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院措置の実施									保健所長
	15 同法第19条第7項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による協議会への報告									保健所長
	16 同法第20条第1項から第4項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長									保健所長
	17 同法第20条第5項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院期間を延長する場合の協議会の意見聴取									保健所長
	18 同法第24条第5項の規定による協議会委員の任命									

法律(平成10年法律第114号)に基づく知事の権限に属する事務	届出の受理									
	2～6 略									
	7 略									
	8 略									
	9 同法第19条(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告又は入院の措置の実施									保健所長
	10 同法第20条(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長									保健所長
	11 同法第27条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	12 同法第28条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	13 同法第29条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	14 同法第31条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	15 同法第32条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	16 同法第33条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	17 同法第34条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長
	18 同法第35条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示									保健所長

合を含む。)の規定によるねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定及び駆除の命令又は市町村に対する駆除の指示書									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 同去37条の規定による患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定									保健所長
31 同去37条の2の規定による結核患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定並びに協議会の意見聴取									保健所長
32 同去38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定									
33 同去38条第5項から第7項までの規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導									保健所長
34 同去38条第9項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定の取消し									
35 略									
36 略									
37 略									
38 同去42条第1項の規定による患者等からの医療費等の支給の申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定									保健所長
39 略									
40 略									

合を含む。)の規定によるねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定及び駆除の命令又は市町村に対する駆除の指示									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 同去38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定									
23 同去38条第5項及び第6項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指導									保健所長
24 同去38条第8項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定の取消し									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									

41 略									
42 略									
43 同法第53条の7の規定による健康診断実施者からの健康診断の受診者の数等の通報又は報告の受理									
44 同法第33条第4項の規定による費用の徴収									
十一 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく知事の権限に属する事務	1 法第6条の規定による臨時の予防接種の施行及びその施行の命令 (一) 縫刻に係るもの (二) (一)以外のもの								保健所長
十二 略									
十三 略									
十四 略									
十五 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による栄養士免許証の訂正交付 2 同令第5条の規定による栄養士免許証の書換交付 3 同令第6条の規定による栄養士免許証の再交付								
十六 略									
十七 略									
環 境 一～三 略									
立 四 鳥取県 推 進 課	1 同条例第6条の規定による自動車等停止の推進に関する条例（平成16年鳥取県条例第46号）に基づく知事の権限に属する事務								
	2 同条例第8条第1項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所の認証								
	3 同条例第8条第2項の規定による駐車時等エンジン停止宣言者の認証								
	4 略								
	5 鳥取県 推 進 課	1 同規則第4条第3項の規定による審査							
		2 同規則第4条第4項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所認証申請書の交付							
		3 同規則第4条第5項の規定による通知							
		4 同規則第4条第6項の規定による							

30 略									
31 略									
十三 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による臨時の予防接種の施行及びその施行の命令								
十四 略									
十五 略									
十六 略									
十七 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定による栄養士免許証の訂正交付及び再交付								
十八 略									
十九 略									
環 境 一～三 略									
立 四 鳥取県 推 進 課	1 同条例第6条の規定による自動車等停止の推進に関する条例（平成16年鳥取県条例第46号）に基づく知事の権限に属する事務								
	2 同条例第8条第1項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所の認証								
	3 同条例第8条第2項の規定による駐車時等エンジン停止宣言者の認証								
	4 略								
	五 鳥取県 推 進 課	1 同規則第4条第3項の規定による審査							
		2 同規則第4条第4項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所認証申請書の交付							
		3 同規則第4条第5項の規定による通知							
		4 同規則第4条第6項の規定による							

変更申請に基づく 審査及び通知									
5 同規則第4条第 7項の規定による 報告書の受理及び 当該報告書に基づ く審査及び通知		—							
6 同規則第4条第 8項の規定による 助言又は指導		—							
7 同規則第4条第 9項の規定による 認証の取消し		—							
8 同規則第4条第 10項の規定による 認証の取消しの通 知		—							
9 同規則第6条第 4項の規定による 駐車時等エンジン 停止宣言者認証証 明書の交付		—							

水・大  
気環  
境課

一八 略

変更申請に基づく 審査及び通知									
5 同規則第4条第 7項の規定による 報告書の受理及び 当該報告書に基づ く審査及び通知		—							
6 同規則第4条第 8項の規定による 助言又は指導		—							
7 同規則第4条第 9項の規定による 認証の取消し		—							
8 同規則第4条第 10項の規定による 認証の取消しの通 知		—							
9 同規則第6条第 4項の規定による 駐車時等エンジン 停止宣言者認証証 明書の交付		—							

水・大  
気環  
境課

一八 略

十九 過疎地 域自立促進 特別措置法 第15条の規 定により知 事の特限に 属するもの とされた下 水道法に基 づく事務	1 同法第15条の規 定による兼用工作 物の工事の施行等 についての他の工 作物の管理者との 協議								
	2 同法第16条の規 定による公共下水 道の施設に関する 工事等の承認								
	3 同法第17条の規 定による兼用工作 物の管理費用の負 担についての協議								
	4 同法第24条第1 項の規定による許 可及びその変更の 許可								
	5 同法第24条第3 項の規定による他 の施設又は工作物 その他の物件の管 理者との協議								
	6 同法第32条第1 項の規定による他 人の土地への立入 り等 (一) 八雲総合事 務所の所管区域 に係るもの (二) 中宿総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 日野総合事 務所の所管区域 に係るもの							八雲総合事務 所長 中宿総合事務 所長 日野総合事務 所長	
	7 同法第32条第9 項の規定による損 失補償についての 協議(同法第38条 第5項において準 用する場合を含 む)								
	8 同法第33条第1 項の規定による許 可又は承認に対す る条件の決定								

			9 同法第38条第1項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同条第2項の規定による処分又は命令									
十九 略			10 同法第41条の規定による公共下水道部理事との協議									
二十 略		二十 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の特限に属する事務	1 同法第15条第8項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村からの意見の聴取									
二十一 略		二十一 略										
二十二 略		二十二 略										
		二十三 農業集約排水工事に係る鳥取県建設工事特例に基づく知事の特限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)及び(三)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							総合事務所長		
			2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							総合事務所長		
			3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの									





るもの							
8 同規則第28条の規定による下請負業者等に関する報告の要求							総合事務所長
9 同規則第30条第11項の規定による工事の監査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
10 同規則第30条第11項の規定による工事の監査の命令							総合事務所長
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求							総合事務所長
12 同規則第36条第7項 第37条後段 第39条第5項 第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負設計金額が1億円未満の工事に係るもの							総合事務所長
13 同規則第36条第7項後段 第37条							



													の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負設計金額が1億円未満の工事に係るもの								総合事務所長						
													16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負設計金額が1億円未満の工事に係るもの													総合事務所長	
													17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負設計金額が1億円未満の工事に係るもの														総合事務所長
													18 同規則第42条第														

																				<p>1項の規定による 工期の繰上の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事(請 負契約の締結後 に請負対象設計 金額を変更した 場合に変更後の 請負対象設計金 額が5億円以上 となる工事を含 む。)に係るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上5億円未満と なる場合を含 む。)に係るもの (三) 請負設計金 額が2億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上となる場合を 除く。)に係るも の</p>
																				<p>19 同規則第42条第 2項の規定による 通常必要とされる 工期に満たない工 期への変更の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事(請 負契約の締結後 に請負対象設計 金額を変更した 場合に変更後の 請負対象設計金 額が5億円以上 となる工事を含 む。)に係るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上5億円未満と なる場合を含 む。)に係るもの (三) 請負設計金 額が2億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上となる場合を 除く。)に係るも の</p>
																				<p>20 同規則第42条第 3項の規定による 請負代金の変更及 び必要な費用の負 担の決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事(請 負契約の締結後 に請負対象設計 金額を変更した 場合に変更後の 請負対象設計金 額が5億円以上 となる工事を含 む。)に係るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事(変更後</p>







	前金払いに係る認定						
31	同規則第31条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの						総合事務所長
32	同規則第36条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認						総合事務所長
33	同規則第36条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの						総合事務所長
34	同規則第37条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの						総合事務所長
35	同規則第39条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計						



													<p>計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）に係るもの</p>										
二二一 略																							
二二二 略																							
<p>二十三 天神川滞り下水道工事の執行に係る知事権限に属する事務</p>	<p>1 工事に係る起工の決定  (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。水・大気環境課の頁の二十三及び二十四</p>												<p>36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払  (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの  (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）に係るもの</p>								総合野所長		
二二四 略																							
二二五 略																							



<p>ことの決定(技術提案型の随意契約の場合)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>						中務総合事務所 所長
<p>5 工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>						中務総合事務所 所長
<p>6 工事に係る土地水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>						中務総合事務所 所長
<p>7 工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>						中務総合事務所 所長
<p>8 予定価格が100万円未満の工事項材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕</p>						中務総合事務所 所長
<p>9 工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結</p>						中務総合事務所 所長

	10	不動産登記法に基づく不動産の登記							中務総合事務所長
	11	工事に係る土地及び水面の境界の確定							中務総合事務所長
二十四 天神川流域下水道工事に係る鳥取県建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							中務総合事務所長
	2	同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							中務総合事務所長
	3	同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							中務総合事務所長
	4	同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							中務総合事務所長
	5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							中務総合事務所長
	6	同規則第22条の							

<p>規定による請負契約の相手方の決定                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					<p>中宿総合事務所                  所長</p>
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認                  (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下水・大気環境法の項の二十四において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					<p>中宿総合事務所                  所長</p>
<p>8 同規則第28条の規定による下請業者等に関する報告の要求</p>					<p>中宿総合事務所                  所長</p>
<p>9 同規則第30条第11項の規定による工事の監督の委託                  (一) 対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの                  (1) 工事費 請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下水・大気環境法の項の二十四において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>					<p>中宿総合事務所                  所長</p>
<p>10 同規則第30条第11項の規定による工事の監督の命令</p>					<p>中宿総合事務所                  所長</p>
<p>11 同規則第33条第11項及び第2項の規定による措置の要求                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係</p>					

るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの						中務総合事務 所長
12 同規則第36条第 7項 第37条後段 第39条第5項第40 条後段及び第40条 の2第31項の規定 による工期又は請 負代金の額の変更 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の						中務総合事務 所長
13 同規則第36条第 7項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 31項(同規則第68 条第2項において 準用する場合を含 む)の規定による 必要な経費の負担 の決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の						
14 同規則第39条第 4項の規定による 工事の内容の変更 等 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の						中務総合事務 所長
15 同規則第40条前 段の規定による工 事の内容の変更等 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの						

<p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの                      (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                      (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						中宿総合事務所 所長
<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止                      (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの                      (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                      (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						中宿総合事務所 所長
<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認                      (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの                      (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                      (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						中宿総合事務所 所長
<p>18 同規則第42条第11項の規定による工期の登録の要求                      (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの                      (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                      (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						中宿総合事務所 所長
<p>19 同規則第42条第21項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求                      (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計</p>						

計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの							中務総合事務所 所長
20 同規則第42条第31項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの							
21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの							
22 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの							
23 同規則第48条第21項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認							中務総合事務所 所長
24 同規則第49条第11項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係							



	<p>るもの                  (1) 工事費が                  2億円以上の                  工事に係るも                  の                  (2) 工事費が                  2億円未満の                  工事に係るも                  の</p>																	
	<p>25 同規則第52条第                  1項(同規則第66                  条第2項において                  準用する場合を含                  む)の規定による                  工事の完成検査の                  委託                  (一) 請負対象設                  計金額が5億円                  以上の工事に係                  るもの                  (二) 請負対象設                  計金額が5億円                  未満の工事に係                  るもの                  (1) 工事費が                  2億円以上の                  工事に係るも                  の                  (2) 工事費が                  2億円未満の                  工事に係るも                  の</p>																	
	<p>26 同規則第7条第                  1項の規定による                  工事目的物の使用                  (一) 請負対象設                  計金額が5億円                  以上の工事に係                  るもの                  (二) 請負対象設                  計金額が5億円                  未満の工事に係                  るもの                  (1) 工事費が                  2億円以上の                  工事に係るも                  の                  (2) 工事費が                  2億円未満の                  工事に係るも                  の</p>						<p>中務総合事務                  所長</p>											
	<p>27 同規則第7条第                  3項の規定による                  増加費用の負担の                  決定                  (一) 請負対象設                  計金額が5億円                  以上の工事に係                  るもの                  (二) 請負対象設                  計金額が5億円                  未満の工事に係                  るもの                  (1) 工事費が                  2億円以上の                  工事に係るも                  の                  (2) 工事費が                  2億円未満の                  工事に係るも                  の</p>																	
	<p>28 同規則第8条第                  1項の規定による                  かしの修補及び損                  害の賠償の請求                  (一) 請負対象設                  計金額が5億円                  以上の工事に係                  るもの                  (二) 請負対象設                  計金額が5億円</p>																	

	未滿の工事に係るもの								
29	同規則第9条第2項(同規則第66条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの							中務総合事務所 所長	
30	同規則第30条第2項の規定による前金払いに係る認定							中務総合事務所 所長	
31	同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの							中務総合事務所 所長	
32	同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							中務総合事務所 所長	
33	同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの							中務総合事務所 所長	
34	同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の確認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの							中務総合事務所 所長	
35	同規則第69条第11項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの							中務総合事務所 所長	

		<p>36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>							<p>中宿総合事務所                  所長</p>	
		<p>37 同規則第72条第7項の規定による当館物件の処分等の決定                  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>							<p>中宿総合事務所                  所長</p>	
<p>衛生                  環境                  研究                  所</p>	<p>一及び二 略                  三 その他の事務</p>								<p>衛生                  環境                  研究                  所</p>	<p>一及び二 略                  三 その他の事務</p> <p>1 鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(衛生環境研究所が管理している個人情報に係るものに限る。)                  (一) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定不存通知及び期間の延長                  (二) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長(特に重要なものを除く。)                  (三) 同条例第29条及び第30条第1項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理(特に重要なものを除く。)</p> <p>2 鳥取県情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(衛生環境研究所が保有している公文書に係るものに限る。)                  (一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定(特に重要なものを除く。)                  (1) 全部開示の決定                  (2) 部分開示の決定、非開示の決定、文</p>

		1 略							
		2 略							
循環型社会推進課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく知事の権限に属する事務	1~34 略							
		35 同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るものに限る。） （二）（一）以外のもの						—	総合事務所長
		36~41 略							
		42 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るものに限る。） （二）（一）以外のもの							—
		43~53 略							
		54 同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の廃止等の届出又は同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。） （二）（一）以外のもの						—	総合事務所長
		55~81 略							

		3 略								
		4 略								
循環型社会推進課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく知事の権限に属する事務	1~34 略								
		35 同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るものに限る。） （二）（一）以外のもの							—	総合事務所長
		36~41 略								
		42 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るものに限る。） （二）（一）以外のもの							—	総合事務所長
		43~53 略								
		54 同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の廃止等の届出又は同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。） （二）（一）以外のもの						—	総合事務所長	
		55~81 略								

	82	同法第23条の3の規定による警察本部長への意見聴取 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
	83	同法第23条の4の規定による警察本部長からの意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
	84	同法第23条の5の規定による関係行政機関等への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
二及び三 略										
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十八年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1-3	略								
	3の2	同規則第5条の規定による届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								総合事務所長
	3の3	同規則第5条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の書換え交付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								総合事務所長
4-22 略										
五-九 略										
十 使用済自動車(再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務)	1-41	略								
	42	同法第25条第1項及び第21項の規定による警察本部長への意見聴取 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
	43	同法第26条の規定による警察本部長からの意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長

	82	同法第23条の3の規定による警察本部長への意見聴取 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
	83	同法第23条の4の規定による警察本部長からの意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
	84	同法第23条の5の規定による関係行政機関等への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
二及び三 略										
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十八年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1-3	略								
4-22 略										
五-九 略										
十 使用済自動車(再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務)	1-41	略								
	42	同法第25条第1項及び第21項の規定による警察本部長への意見聴取 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長
	43	同法第26条の規定による警察本部長からの意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							—	総合事務所長

	44 同法第127条の規定による関係行政機関等への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									—	総合事務所長	
	45及び46 略											
十一 略												
一及び二 略												
くらしの安心推進課	三 鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないこととの決定									総合事務所長	
	四-六 略											
	七 調理師法(昭和33年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
	2 同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									—	東出総合事務所長	
3 略												
	八 調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									—	東出総合事務所長
		2 同令第12条による調理師の名簿の登録の得余 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									—	東出総合事務所長
		3 同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									—	東出総合事務所長
		4 同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									—	東出総合事務所長
九 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略											
	2 同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同法第31項の規											

	44 同法第127条の規定による関係行政機関等への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
	45及び46 略											
十一 略												
一及び二 略												
食の安全・くらしの安心推進課	三 鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないこととの決定										総合事務所長
	四-六 略											
	七 調理師法(昭和33年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
	2 同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付										—	
3 略												
	八 調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正										—
		2 同令第12条による調理師の名簿の登録の得余										—
		3 同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付										—
		4 同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付										—
九 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略											
	2 同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同法第31項の規											

する事務	定による製薬衛生師免許証の交付 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											東出総合事務所 所長
	3 略											
十 製薬衛生師去離子令(昭和41年政令第387号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の訂正 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											東出総合事務所 所長
	2 同令第4条第2項の規定による製薬衛生師の名簿の登録の得除 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											東出総合事務所 所長
	3 同令第5条第1項の規定による製薬衛生師免許証の書換え交付 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											東出総合事務所 所長
	4 同令第6条第1項の規定による製薬衛生師免許証の再交付 (一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											東出総合事務所 所長
十一 鳥取県ふくの取扱し等に關する条例(平成16年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項及び第31項の規定によるふく処理師の免許及び免許証の交付											総合事務所 所長
	2 略											
	3 同条例第4条第41項の規定による免許証の書換え											総合事務所 所長
	4 同条例第4条第51項の規定による免許証の再交付											総合事務所 所長
5-15 略												
十二 鳥取県ふくの取扱し等に關する条例(平成16年鳥取県規則第78号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第13条の規定による死亡等の届出及び届納された免許証の受理並びに登録の抹消											総合事務所 所長
	2及び3 略											
十三-十八 略												
十九 農林物資の規格化及び品確表	1 同法第19条の14の規定による品確表示に関する指示											

する事務	定による製薬衛生師免許証の交付											
	3 略											
十 製薬衛生師去離子令(昭和41年政令第387号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の訂正											
	2 同令第4条第2項の規定による製薬衛生師の名簿の登録の得除											
	3 同令第5条第1項の規定による製薬衛生師の免許証の書換え交付											
	4 同令第6条第1項の規定による製薬衛生師の免許証の再交付											
十一 鳥取県ふくの取扱し等に關する条例(平成16年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項及び第31項の規定によるふく処理師の免許及び免許証の交付											
	2 略											
	3 同条例第4条第41項の規定による免許証の書換え											
	4 同条例第4条第51項の規定による免許証の再交付											
5-15 略												
十二 鳥取県ふくの取扱し等に關する条例(平成16年鳥取県規則第78号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第13条の規定による死亡等の届出及び届納された免許証の受理並びに登録の抹消											
	2及び3 略											
十三-十八 略												
十九 農林物資の規格化及び品確表	1 同法第19条の9の規定による品確表示に関する指示											

示の通知に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく知事の権限に属する事務	2及び3 略																						
二十 理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																				総合事務所長		
	2 同法第11条の規定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは理容所の廃止の届出の受理																						
	3~7 略																						
二十一 略																							
二十二 美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																						
	2 同法第11条の規定による美容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理																					総合事務所長	
	3~7 略																						
二十三 略																							
二十四 クリーニング業法(昭和25年法律第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略																						
	4 同法第6条の規定によるクリーニング師の免許の交付																						
	5及び6 略																						
	7 同法第8条の2の規定によるクリーニング師の研修の指定																						
	8 同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習の指定																						
	9 略																						
	10 略																						
	11 略																						
	12 略																						
	13 略																						
二十五~二十九 略																							
三十 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による旅館業の経営の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理																					総合事務所長	
三十一~三十三 略																							
三十四 鳥取県公衆浴場法施行条例(昭和22年鳥取県条例第4号)に	1 同条例第3条第9号の規定による水質基準に係る届出の受理																					総合事務所長	
	2 略																						

示の通知に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく知事の権限に属する事務	2及び3 略																						
二十 理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																						
	2 同法第11条の規定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理																					総合事務所長	
	3~7 略																						
二十一 略																							
二十二 美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																						
	2 同法第11条の規定による美容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理																					総合事務所長	
	3~7 略																						
二十三 略																							
二十四 クリーニング業法(昭和25年法律第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略																						
	4 同法第6条の規定によるクリーニング師の免許																						
	5及び6 略																						
	7 略																						
	8 略																						
	9 略																						
	10 略																						
	11 略																						
	12 略																						
	13 略																						
二十五~二十九 略																							
三十 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による旅館業の経営の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理																					総合事務所長	
三十一~三十三 略																							
三十四 鳥取県公衆浴場法施行条例(昭和22年鳥取県条例第4号)に	1 同条例第3条第9号の規定による水質基準に係る届出の受理																					総合事務所長	
	2 略																						



基づく知事の権限に属する事務																				
三十五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和三十九年政令第279号)第9条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十九年法律第164号)に基づく事務	1及び2 略																			
	3 同法第12条の規定による適正化規程の廃止の届出の受理																			
	4 略																			
	5 略																			
	6 略																			
	7 略																			
	8 略																			
	9 略																			
	10 略																			
	11 略																			
	12 略																			
	13 略																			
	14 略																			
	15 略																			
	16 略																			
	17 略																			
	18 略																			
	19 略																			
	20 略																			
三十六及び三十七 略																				
三十八 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 略																			
	2 同法第3条の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理(市町村長に委任した業務の所管区域に係るもの(二) (一)以外のもの)																			東隠総合事務所長
	3及び4 略																			
	5 同法第7条の規定による化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令(一) 東隠総合事務所の所管区域に係るもの(二) (一)以外のもの																			東隠総合事務所長
	6 同法第8条において準用する同法第3条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理																			

基づく知事の権限に属する事務																				
三十五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和三十九年政令第279号)第9条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十九年法律第164号)に基づく事務	1及び2 略																			
	3 略																			
	4 略																			
	5 略																			
	6 略																			
	7 略																			
	8 略																			
	9 略																			
	10 略																			
	11 略																			
	12 略																			
	13 略																			
	14 略																			
	15 略																			
	16 略																			
	17 略																			
	18 略																			
	19 略																			
三十六及び三十七 略																				
三十八 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 略																			
	2 同法第3条の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理(市町村長に委任した業務の所管区域に係るもの(二) (一)以外のもの)																			
	3及び4 略																			
	5 同法第7条の規定による化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令																			
	6 同法第8条において準用する同法第3条の規定による製造又は貯蔵の施設の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理																			

(一) 東出総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											東出総合事務所長
7及び8 略											
9 同法第8条において準用する同法第7条の規定による製造又は貯蔵の施設の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与 (一) 東出総合事務所 (二) (一)以外のもの											東出総合事務所長
10~14 略											
15 同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令 (一) 東出総合事務所 (二) (一)以外のもの											東出総合事務所長
三十九 略											
四十 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	1~13 略										総合事務所長
	14 同法第13条第1項の規定による温泉の利用の許可										
	15 略										
	16 略										
	17 略										
	18 略										
	19 略										
	20 略										
	21 略										
	22 略										
	23 略										
	24 略										
	25 略										
	26 略										
	27 略										
四十一 略											

7及び8 略											
9 同法第8条において準用する同法第7条の規定による製造又は貯蔵の施設の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与											
10~14 略											
15 同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令											
三十九 略											
四十 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	1~13 略										
	14 略										
	15 略										
	16 略										
	17 略										
	18 略										
	19 略										
	20 略										
	21 略										
	22 略										
	23 略										
	24 略										
	25 略										
	26 略										
四十一 略											
四十二 鳥取県温泉法施行規則の一部を改正する規則(平	1 同規則第4条の規定による温泉掘削工事等の着手等の届出の受理										



